

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
1	R6.4.12	スポーツ施設の予約について	現在、テニスコートの予約は、インターネットで仮予約してから施設で本予約することとなっていますが、岡崎市のようにインターネット上で本予約までできるようになりませんか。予約した当日にテニスコートに行くだけにしたいです。予約日前に窓口まで行くのが大変不便です。	西尾市では、令和5年10月から屋外施設の有料化をしておりますが、屋外施設に管理人がいないため、施設管理者の常駐する体育施設で利用料金の支払い確認後に利用許可をしております。 岡崎市は、多くの屋外施設が無料であり、一部有料の施設においては、管理人等が常駐していることから、当日現地で利用料を支払うことが可能となっています。これらのことから、現状、当市では同様の運用ができかねます。 今後は利用者の方々の利便性を考慮し、利用料の支払い方法等について検討してまいります。	スポーツ振興課	文化・スポーツ
2	R6.4.12	保育園への提出書類の期限について	保育園への提出書類(家庭状況調査)の期限が本年度は5月8日となっていますが、もっと余裕のある日程にしてください。 私の勤務先は、例年4月下旬から5月上旬は長期連休となります。また、就労証明書を依頼すると、通常は2週間必要です。つまり、書類提出の知らせを4月11日に受けると、翌日くらいには会社に依頼しなければならないギリギリの日程です。 私の場合、本年度はタイムカードの写しも必要ですが、4月分が必要となると、5月の連休明けの初日に書類を準備しないと間に合いません。 5月1日以降(しかも5月上旬は会社休み)でしか準備できない書類の提出期限が5月8日というのは、あまりに余裕が無さすぎだと思います。昨年度も書類の準備がギリギリになってしまった記憶があります。 私と同じような勤務体系で、日程に余裕が無いと感じている人は多いのではないのでしょうか。園に相談するだけではこの状況は改善されないと思い市民の声でも投書させて頂きます。	このたびは、保育園への提出書類につきまして、ご面倒をおかけして申し訳ございません。 家庭状況調査は、子ども・子育て支援法により保護者から届出が必要とされている事項について、認可保育所等の利用に伴う保育の必要性等を確認するため、毎年実施しているものです。 実施時期につきましては、保護者の勤務や、お子様の在園時間などに変更が生じやすい年度当初の状況を把握し、速やかに保育の必要性等の確認が行えるよう、5月上旬の提出期限とさせていただきます。 しかしながら、お勤め先のご事情もあるかと思しますので、案内にもありますように、提出期限につきましては個別に対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。その場合はお手数ですが、園又は保育課へご相談ください。 【参考】 ○子ども・子育て支援法 第22条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。	保育課	出産・子育て

令和6年4月～令和6年6月

整理 番号	受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
3	R6.4.15	パンデミック条約について	<p>今年5月に開催されるWHO総会に向けて、パンデミック条約の締結と国際保健規則(IHR)の改正に関する交渉が行われています。</p> <p>ワクチン接種体制の構築やWHOの権限強化を目的としており、昨年2月のIHR改正案には、WHOの勧告に加盟国は従わなければならないという内容が含まれています。例えばロックダウンやワクチンパスポートが強要されたり、国家主権の一部や国民の権利や自由が奪われたりする恐れがあります。</p> <p>WHOは特定の国やワクチンを推進する団体から多額の出資を受けており、中立でない判断を恣意的に行うのではないかという危惧もあります。世界各国では反対の意見表明や論争が巻き起こっていますが、日本では報道されずに国民に知らされていません。とても大事な内容にも関わらず、多くの国民が気付かないところで交渉が進められています。</p> <p>市民の人権、権利、自由が奪われないように自治体としてもNOと声を上げてください。</p>	<p>パンデミック条約の締結及び国際保健規則の改正に関する交渉については、国家レベルで判断するものと考えています。</p> <p>そのため、数々のご懸念されている点も含めて議論が交わされていると認識しており、本市として独自の考えのもとで取り組んでいくことはいたしませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	健康課	健康・医療

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
4	R6.4.15	太陽光発電パネルの設置について	<p>太陽光発電が推奨されていますが、震災時の注意事項を市民に周知していますか。震災時に太陽光パネルが破損した場合でも、陽の光が当たると発電する可能性があり、感電する恐れがあるため、復旧作業にあられる際もむやみに近付かないよう十分注意が必要です。</p> <p>太陽光発電の電池は20年～30年くらいで全国設置促進をしているため、廃棄も同時に起こる可能性が高いです。排出される見込み量は2030年から5年間程で80万トンになる見込みです</p> <p>使用済みパネルには鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれていて、管理型最終処分場への埋め立てが必要です。破損したまま放置すると有害物質が土や水に滲出するので注意が必要です。</p> <p>西尾市では対策は取られていて、推奨されているのでしょうか。どこにでもパネルが設置され始めると、町の魅力も安全も減少していくのではないかと心配です。自然環境と住民の安全を守った上での再生可能エネルギーでなくては、本末転倒になってしまうと思います。常識を逸脱した設置がされないように、条例制定が必要ではないでしょうか。</p> <p>福島市は、「山地での大規模太陽光発電施設の設置を望まない」と宣言しました。造成に伴う森林伐採で景観が悪化し、豪雨による土砂流出で災害が起きかねないという理由からです。</p> <p>ソーラーパネル設置推奨については、考慮してください。</p>	<p>災害時に浸水、破損した太陽光パネルに対する注意事項につきましては周知しておりませんので、今後、その危険性等を周知してまいります。</p> <p>太陽光パネル等の廃棄につきましては、環境省の「太陽光発電設備を廃棄処理する際の留意点について」や「太陽光発電設備リサイクル等の推進に向けたガイドライン」において廃棄方法が定められているため、本市もその方法に準じております。</p> <p>常識を逸脱した太陽光パネルの設置に対しては、面積が3,000㎡以上で矢作川沿岸水質保全対策協議会との事前協議が、10,000㎡以上で愛知県との事前協議が必要となるなどの対策が取られていることから、本市では条例制定の予定はございません。</p> <p>また、太陽光発電設備の設置に伴い1,000㎡以上の土砂等の埋立てを行う場合は、「西尾市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」により本市の許可が必要となるなど、災害を未然に防止するための厳しい規制を行っております。</p>	環境保全課	環境・衛生

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
5	R6.4.15	新型コロナワクチン接種による健康被害救済制度について	<p>厚生労働省ホームページに、有害事象36,556件、死亡報告2,221人、重篤報告8,784人と公表されています。</p> <p>愛知県ホームページには、有害事象2,287件、死亡報告60人、重篤報告484人と公表されています。</p> <p>西尾市では、健康被害救済制度の申請者数は何人ですか。申請後認定されるまでにどのくらいの日数が掛かりますか。認定された人数は何人ですか。死亡報告はありますか。市ではホームページに情報を掲載していますか。市として申請に係る費用の支援を考えていますか。</p> <p>接種された方に聞き取りアンケートを実施することが望ましいと思いますが、どのように考えますか。</p> <p>この後来るレプリコンワクチンはもっと被害が増えると考えられますが、西尾市としても健康被害の情報をしっかりと公表することが望ましいと思いますがいかがですか。</p>	<p>新型コロナワクチン接種での健康被害救済制度における本市の申請件数は、令和6年4月16日時点で13件、うち9件は、結果通知を受けており、申請から結果通知までに要した平均期間は、1年2か月となっております。</p> <p>結果通知を受けた9件のうち、8件が認定、1件は否認となっております。また、認定された8件のうち、死亡事例は3件です。</p> <p>申請件数及び認定・否認の件数を市ウェブサイトに掲載し、随時更新しています。</p> <p>【市ウェブサイト・予防接種健康被害救済制度URL】 https://www.city.nishio.aichi.jp/kenkofukushi/kenshin/1004765/1009720.html</p> <p>本市では、申請に係る費用の支援は考えておりませんが、相談のあった方には、申請方法などを分かりやすく丁寧に説明するよう引き続き心掛けてまいります。</p> <p>また、接種された方への聞き取りアンケートを実施する予定はありません。</p> <p>予防接種による健康被害の詳細については、市単独で見ると件数が少ないため個人が特定される恐れがあることなどから、ウェブサイトなどでの公表は考えておりません。今後も予防接種を十分にご理解のもとで接種いただけるよう、効果や副反応、救済制度などの周知に努めてまいります。</p>	健康課	健康・医療
6	R6.4.26	交差点の高低差	<p>交差点で交差する道路の高低差を無くしてください。そうすることにより、交差点の通過がスムーズになり、交通安全と交通事故防止に役立つと思います。</p>	<p>日頃より土木行政に深いご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>主要道路が交わる交差点については、道路の構造上少なからず高低差が生じてしまうことから、車両が安全に走行できるよう基準に基づいて勾配を緩くするなどして整備を行っております。</p> <p>西尾市におきましても定期的に道路パトロールを実施しており、危険性を感じる箇所については、対策等検討してまいりますのでご理解ください。</p> <p>また、県道の管理者である愛知県とも、頂いたご意見を共有いたします。</p>	土木課	交通・防犯

令和6年4月～令和6年6月

整理 番号	受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
7	R6.4.30	西 尾 市 の LINE運用	LINEは二度の行政処分を受けながら改善する気が全くありません。情報漏えいの危険性を考えると、西尾市役所等の行政機関はLINE使用を禁止するべきではないですか。	<p>この度は西尾市LINE公式アカウント(以下、市公式LINE)に対しご心配をおかけしてしまい、申し訳ございません。また、運用に関してご意見をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、総務省はLINEサービスの提供元であるLINEヤフー株式会社(以下、LINEヤフー社)に対し、令和6年3月及び4月に行政指導を行ったと発表しました。個人情報の漏えいが発端となった事案で、サービス利用者の信頼を大きく損なうものであり、本市としても同社の今後の対応を注視しているところであります。</p> <p>懸念される個人情報の管理につきましては、市公式LINEを通じて独自に収集した情報(希望する配信情報・性別・年代等(全て任意)、LINEを入口とした電子申請での入力情報等)は、LINEヤフー社とは別の国内の業者に管理を委託しております(LINEヤフー社側にはこれらの情報が一切残らず、直接委託先のデータベースに保管される仕組みです。)</p> <p>これは国が発出した「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)」に準拠した運用方法であり、適切な個人情報保護と情報セキュリティの確保ができていますと考えております。</p> <p>多くの市民にとって身近なLINEを活用することで効果的な情報発信ができると考えており、デジタル社会の進展や市民・行政双方の利便性向上の観点から、市公式LINEは必要不可欠なツールとなっております。</p> <p>以上のことから、本市としましては、LINEヤフー社の個人情報保護の取組を注視しつつ、今後も市公式LINEを活用していきたいと考えております。</p> <p>市民の皆様にご安心にご利用いただけるよう、安全性には特に配慮しながら、便利で使いやすいサービスの提供に努めてまいります。</p> <p>ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	情報政策課	情報

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
8	R6.5.8	大型公園について	<p>6歳と1歳の子供を持つ父親ですが、西尾市は子どもの遊び場が不足していると感じます。</p> <p>安城市の堀内公園、碧南市の明石公園、リニューアル中の油ヶ淵水辺公園、東浦町の於大公園、豊川市の赤塚山公園、その他岡崎市、刈谷市及び豊田市にも多数遊び場があります。</p> <p>それに対して、西尾市の大きい公園はこどもの国くらいです。しかも、市営ではなく、駐車場や園内移動も有料で気軽には行けません。いつも別の市まで出かけて、現地で買い物をするような状況です。土地は有り余っているのに作らない理由があるのでしょうか。</p> <p>今までの活動はどれも自分としては需要がありません。</p> <p>令和6年度の施政方針を見ました。「子育てするなら、やっぱり西尾市」と感じてもらいたいようですが全く伝わってきません。財政不足も西尾市に魅力が無いからではないでしょうか。文化会館のリニューアルも、どうせなら遊び場を設置してください。歴史公園のリニューアルもかなり小規模で、需要も少ないと思います。西野町の公園も宣伝力としては皆無です。</p> <p>他の市から来たがるような大型公園があれば公園利用者が増加し、公園利用者が増えれば周辺でお金が使われますし、西尾市の人口も増え、土地の価値も上がります。公園を造ることの経済効果は大きく、長期的に見れば容易に投資回収可能と考えますし、リニューアル中の公園のデータを参考にすれば計算も容易ではないでしょうか。</p> <p>西尾市の環境づくりを行う公務員としてどう考えているのか、見解を聞かせてください。</p>	<p>日頃より、西尾市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>ご要望にありますような大規模な公園を整備するには広大な土地が必要であり、公共交通による利便性やアクセス性を考慮すると、整備する場所の選定が非常に困難です。また、場所によっては騒音や照明などによる環境面への配慮や、人が集まることによる防犯面・安全面への配慮も必要になり、地域住民などから理解を得ることも簡単ではありません。更に大規模な公園ですと公園用地の購入や整備に数十億円規模の費用がかかるうえ、維持管理にも年間数千円が必要となりますので、現時点で大規模な公園を造る計画はございません。</p> <p>しかしながら、市としては今ある公園の古くなってしまった遊具を取り替えることや、公園のリニューアル(西尾駅東駅前広場、コミュニティ公園、ハツ面山公園)に力を入れ、公園を利用される多くの皆さんが安全で安心して利用できる公園となるように取り組んでおります。更に公園不足を解消するために、公共施設移設後の跡地を活用した公園設置を検討するほか、一定期間無償で土地をお借りして設置する、借地公園の整備を進めております。</p> <p>なお、大規模な公園については、民間企業の力を取り入れた公園の活用が有効であると考えておりますので、企業からの相談などがございましたら前向きに取り組むとともに、既存の公園において更なる魅力と利活用を図るため、公募設置管理制度(Park-PFI)等の手法による民間活力を導入した公園整備も検討してまいります。</p>	公園緑地課	施設

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
9	R6.5.9	スポーツは健康	<p>私たちの市に、適切な屋外で運動できる場所が不足していることについて、この手紙を通して、懸念を表明したいと思います。西尾市の住民として、私は地域コミュニティの健康と幸福のために定期的な運動は重要であるものだと考えています。</p> <p>残念ながら、ランニング、ウォーキング、サイクリングなどの屋外活動に適した場所が不足していると思っています。このような場所が少ないことは、地元の市民が活動的で健康的な生活を送る機会を制限しています。</p> <p>市内により多くの公園、ハイキングコース、自転車道を設けることを市の行政に提案したいと思います。このような場合は、より活動的なライフスタイルを促進するだけでなく、自然を楽しんだり、家族や友人と交流したりする素敵な環境を提供できるようになると思います。</p> <p>さらに、屋外運動のインフラへの投資は、地元の観光に大きく貢献できると考えています。屋外レクリエーションやレジャーを求める訪問者を引き寄せることが期待できると思います。</p> <p>私の懸念が考慮され、地域コミュニティにとって重要なこの問題に対処するための措置が取られることを期待しています。</p> <p>感謝申し上げます、そして、肯定的な回答をお待ちしております。</p>	<p>ご要望にあります屋外で運動できる場所について、現在、新たな公園などを整備する計画はありませんが、既存の公園のうち、古川緑地の右岸(ソフトボール場側)や矢作川西尾緑地は、ランニング、ウォーキング及びサイクリングでの利用が可能です。また、西尾公園やハツ面山公園はウォーキング及びジョギングなどでの利用が可能です。加えて、古川緑地の左岸(岡ノ山遊ぼう茶広場側)では、令和6年度から緑地内の通路全体でウォーキングでの利用が可能になりましたので、ぜひご利用ください。</p> <p>なお、通路等を設置していない公園や広場におきましても、ランニングやウォーキングなどでの利用が可能なスペースがありますのでご活用ください。</p> <p>現在、西尾市では、スポーツ施設の整備について定めた長期計画である「スポーツまちづくりビジョン2040」に基づき、テニスコートの整備を進めています。テニスコートは令和7年4月の完成を予定しており、周囲にはウォーキングコースを設ける予定です。</p> <p>なお、本計画では、テニスコートの他に屋外施設として陸上競技場及び野球場の整備を位置付けておりますので、今後それらの施設を整備する予定です。</p>	スポーツ振興課 公園緑地課	文化・スポーツ
10	R6.5.13	下町トレーニングジムの営業時間について	<p>血液の数値も悪く、老化防止のため運動をしようと思い下町のトレーニングジムを検索したところ、平日の昼間しか開いてないとのこと。定年延長も進み、私の歳では65歳まで働かなくてはなりません。運動機能の維持は、若いうちから始めないと効果が期待できないと思います。本気で市民の健康を考えて、夜間や休日に開館してください。</p> <p>私は働いて市民税をきちんと納めているのに、働いている期間は、昼間しか開いていない市の施設を十分利用できません。なんだか解せません。多くの労働者が同じ思いではないかと推察します。ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>このたびは、西尾市民げんきプラザのご利用にあたり、ご不便をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。</p> <p>当施設は、65歳以上の方、40歳から64歳のメタボリックシンドローム又はその予備群等の方を対象とした運動施設となっております。施設の運営にあたっては、個人の健診結果をもとに、看護師等による健康チェックやメニュー作りを行うなど、身体面に不安のある方にも安心して運動していただけるよう努めています。</p> <p>そのため、十分な専門スタッフの確保が必要となりますが、医療的な専門スタッフの確保が困難である点を考慮し、平日の午前9時から午後5時までに限った開館としてきたところです。</p> <p>しかしながら、近年においては、定年年齢の引き上げなど利用者の方々を取り巻く環境も変化してきています。いただいたご意見を参考に一人でも多くの方にご利用いただける施設となるよう検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	健康課	健康・医療

令和6年4月～令和6年6月

整理 番号	受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
11	R6.5.13	一色学びの館のWi-Fiが2階で使えない	<p>一色学びの館のWi-Fiが最近変わり、2階だと電波が弱すぎて使えません。</p> <p>以前は3本立っていたWi-Fiのアンテナマークがほぼ0本の状態で、ネットの最初の画面すら到達できないほどです。</p> <p>状況を調べてみると、一度はWi-Fiにつながりますが、切断したり電波が届かなくなると二度とつながらず、再起動しても接続できません。なお、翌日になればつながります。</p> <p>張り紙にはつながりにくいがありますが、全く使い物にならないのは話になりません。税金を使った行政サービスである以上は、正常に利用できるようにする責任があると思います</p> <p>隣の席でパソコンを使っていた方も同じ状態だと言っていましたので、私のスマホが特別悪い訳ではありません。</p> <p>快適にしろとは言いませんが、ある程度使えないとさすがに困りますし、税金を納めている側としては納得できません。1階ロビーであればつながると言われても、1階にパソコンができるような座席はありません。</p> <p>他の回線は普通に表示されてつながるので、スマホやパソコンの問題ではありません。何か設定がおかしいのではないのでしょうか。不便なので早めに何とかしてください。</p>	<p>日頃より図書館をご利用いただきありがとうございます。</p> <p>一色学びの館では、以前より利用者みなさまから、Wi-Fiによる回線がつながりにくいのご指摘をいただいておりますので、館内のWi-Fi環境を見直し、通信機器類を更新しました。</p> <p>その結果、通信速度の高速化やセキュリティの強化とともに、接続範囲の拡大及び接続時間の延長をしたことにより、環境の改善が図られたと考えております。</p> <p>ご指摘のありました2階の状況につきましても、利用者の方々によるWi-Fi回線の使用が想定される、雑誌や新聞等がある一般閲覧室やヤングアダルトコーナー、郷土資料コーナーで受信可能であることを確認しております。このため、インターネットを利用した調べものなどにも十分対応できると考えておりますが、今後、つながらない、あるいはつながりにくい状態になりましたら、その場で図書館職員にお声かけください。すぐに状況の確認をさせていただきます。</p>	図書館	文化・スポーツ

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
12	R6.5.16	小学校プール計画	<p>杉浦功記議員が1年以上、再三再四、小学校プール計画の再検討を議会で指摘されていますが、令和6年3月定例会では、「見直したまたは再検証の考えは全くない」と答弁するばかりで、指摘内容に真摯に回答していません。</p> <p>議員の指摘内容をもっともだと思ふ点が多いので、市長が、なぜ再検討及び再検証を指示しないのか教えてください。</p>	<p>日頃から教育行政にご理解をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>西尾市教育委員会は、小学校プールの老朽化を背景に、令和5年3月に「西尾市小学校プール全体計画」を策定いたしました。</p> <p>この計画では、「すべての小学校プールを新しくする場合」や「温水プールを新たに建設しすべての水泳指導支援を委託して通年で水泳授業を行う場合（「すべての水泳授業の温水プール移行の場合）」などのコスト比較や、先行して温水プールで水泳授業を行っている学校の声など、様々な観点から小学校プールのあり方を検証いたしました。</p> <p>検証の結果、「すべての水泳授業の温水プール移行」の場合、コスト面において一定の効果が期待できるばかりでなく、それ以上にすべての児童の学習環境の平等性を保ちつつ天候や気温に左右されることなく専門インストラクターの指導が受けられるなどの多くのメリットをすべての児童が享受することができる点を高く評価いたしました。その他、教員による学校プールの維持管理（水泳授業の期間中、常に行う水質管理など）が不要となり教員の多忙化解消にもつながることなどからも、「すべての小学校の水泳授業については速やかに『温水プールへの移行』を目指す」との「小学校プール管理運営基本方針」を示しました。</p> <p>温水プールへの移行は、令和元年度から順次モデル校3校（矢田小・花ノ木小・横須賀小）において先行実施し、今年度から新たに5校（平坂小・寺津小・八ツ面小・幡豆小・東幡豆小）でも実施しており、移行をした学校の児童・保護者・教員からは、好評の声を多くいただいております。</p> <p>杉浦議員のこれまでのご提案の多くは「コスト」を中心とした視点によるもので、児童・保護者・教員にとって最善の方法を幅広い視点において検討してきた教育委員会としましては、残念ながら上記の基本方針を達成できるものではないと判断をいたしました。</p> <p>ただし、教育委員会としましては、「すべての児童が温水プール利用で得られるメリットを享受できるもので、かつ、具体性、実行性などが伴い、検討に値するものである」と判断できる提案であれば、その提案に対する検討を拒む考えはございません。そのことは、令和6年3月の一般質問に関連し、事前に教育委員会事務局職員が杉浦議員に質問の主旨を聴き取るなどした際に、教育委員会の考えとして杉浦議員にはお伝えしております。</p> <p>令和6年3月定例会における杉浦議員の「西尾市小学校プール全体計画」に関する一般質問とそれに対する教育長・教育部長の答弁は、6月上旬には西尾市ホームページ（「西尾市議会」-「会議録」）でご覧いただけますし、それ以前の定例会のものもご覧いただけますので、教育委員会の考えをご理解いただけますと幸いです。</p>	教育庶務課	教育

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
13	R6.5.22	コロナワクチン救済制度について	<p>近所の方が新型コロナワクチンの3回目接種の3日後に脳梗塞で入院されました。その後3回も入院されたようです。お話を伺ったところ、西尾市民病院の医師に「ワクチン接種が関係しているのではないか。」と聞いたところ、「偶然です。」と言われたそうです。</p> <p>副反応や後遺症に関しては、病院から市または保健所に届け出る事になっていたと思いますが、偶然や気のせいと言われて、救済までたどり着けない方々が多くいらっしゃるのではないかと心配になります。</p> <p>新型コロナワクチン接種を受けられた方にアンケートをして、副反応や後遺症に対して真摯に対応してください。</p>	<p>予防接種による副反応等の把握については、医師が報告基準に基づき、国に報告することとされています。そのため、接種された方に対し、市が独自にアンケートを実施することは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、副反応を始め、予防接種による健康被害を心配される場合は、健康被害救済制度について丁寧に説明させていただきますので、お気軽に保健センターまでご相談ください。</p>	健康課	健康・医療
14	R6.5.27	片親家庭の手当について。児童扶養手当	<p>離婚し1人の子供を私の実家で育てています。</p> <p>離婚後、子供を育てるにあたり市から手当をもらえると思っていたのですが、いざ市役所で話を聞くと、児童扶養手当は同居している私の兄の所得が多いためもらえないと言われました。</p> <p>私の両親には子供を見てもらうなど助けてもらっていますが、兄は関わりもないですし、親や兄から金銭的な支援は受けていません。それなのに同居の兄の所得が多いからという理由でもらえないことが引っかけります。</p> <p>母子医療は申請できましたが、私が病院に行くことはほとんどないので使えません。</p> <p>児童手当の振込先が元夫から私に変わっただけで、経済的にかなり厳しいです。児童扶養手当の見直しをしていただけないでしょうか。</p> <p>経済的余裕がないので残業や副業を検討しなければいけませんし、子供に寂しい思いをさせるのも辛いので、片親家庭が受けられる手当を増やしてほしいです。</p>	<p>児童扶養手当は、児童扶養手当法に規定された国の制度で、申請者がご家族と同居している場合の手当の支給要件につきましても、国が定めた判断基準により、ご家族の所得も含めて判断することになりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>いただいたご意見は真摯に受け止めるとともに、今後、機会がありましたら国や県に伝えさせていただきます。</p> <p>なお、同居しているご家族と別居となった場合や、ご家族の所得が下がった場合などは児童扶養手当が支給される可能性がありますのでご相談ください。</p> <p>また、児童扶養手当以外のひとり親世帯への助成制度については、以下のホームページをご覧ください。 https://www.city.nishio.aichi.jp/kosodate/teate/1005128/index.html</p>	子育て支援課	出産・子育て

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
15	R6.5.27	ホワイトウェイブ21のアンケート	<p>ホワイトウェイブ21に備え付けられているアンケート用紙に記入し、「回答の掲示を希望する」として提出したのですが、私の記憶では5回中3回は、いつまでたっても回答が掲示されません。なぜでしょうか。公にされると施設側に不都合なことでもあって、もみ消しているのでしょうか。</p> <p>ホワイトウェイブ21の運営は民間企業に委託されていると思いますが、回答の責任はどこにありますか。</p>	<p>ホワイトウェイブ21は令和4年度から現在の指定管理者が管理を行っており、以前の指定管理者が設置したアンケートBOXの引継ぎがされておらず、管理ができていないことが分かりました。</p> <p>ホワイトウェイブ21のアンケート用紙に記入された内容についての回答責任は指定管理者にありますので、個人的な内容が記載されているものを除き、アンケート記入者の希望に応じて回答を掲示するよう、指定管理者に指導いたしました。</p> <p>つきましては、令和4年度以降のアンケートは5月末の換水休館後に掲示いたしますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p>	スポーツ振興課	施設
16	R6.5.30	子育て	<p>子育てしやすいまちづくりをお願いしたいです。</p> <p>愛知県は大きな車製造の会社があるため、県外などから転居してきた方が多いと思います。そのため親元から離れており、子育てで協力できるのが夫婦のみになってしまっていると思います。隣の碧南市にも車製造工場があるため、同様に親元から離れている方が多数いると思います。私もその1人です。</p> <p>以前、夫婦ともに体調が悪くなった際に、子供の預け先がなくとも苦労しました。一時預かりなどの施設もありますが、前月の15日前までに申し込みが必要で、預けるところがありませんでした。前々からわかっている予定ならば予約することは可能ですが、体調不良など突発的なことには利用できないのがとても大変だったので、突発的な事情でも預けられる制度があれば嬉しいです。</p> <p>また産後のリフレッシュについてです。</p> <p>産後は心身ともに疲れてしまい、休息を取りたいと思う時があります。上記のように親が近くにいないと頼ることもできません。また、産後ケアの施設がありますが利用料金のこともあり、育休中は収入が減るため利用をためらってしまいます。産後3回まで利用できる券など、もう少し産後ケアを利用しやすい制度があると嬉しいです。</p> <p>今は子供を産んでも育てられない、心身ともに疲れて無理心中をしてしまう痛ましいニュースが多々あります。親元の近くにおいても無理心中してしまうのであれば、親元から離れていたらもっと疲れてしまうのは言うまでもないと思います。そのようにならないためにも、市が積極的に動いてくれると嬉しいです。ぜひ前向きにご検討願います。</p>	<p>一時保育の利用につきましては、事前に実施園で登録した後に申込書類を提出していただけます。</p> <p>利用月前月の15日までに希望される園へ申込書を提出していただくことになっておりますが、体調不良など突発的な事由の場合、受入人員に余裕があれば個別に対応させていただきますので、利用希望園へご相談ください。</p> <p>このたびは、産後ケアについてご意見いただきありがとうございました。</p> <p>産後ケア事業につきましては、利用者の経済的な負担を軽減するため、産後ケア施設の利用料の8割程度を市が負担し、残りを利用者の方に利用料として負担していただいております。</p> <p>また、利用料の単価につきましては、令和5年度に引き下げを実施し、育児に不安を抱える方々にとってより気軽にご利用いただけるよう、改善に努めてまいりました。</p> <p>そのため、現時点において更なる利用料の引き下げや無料券の配布については考えておりませんが、引き続き、健やかな育児が行えるよう母子保健事業の充実を図るとともに、子育てしやすいまちづくりに努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	健康課 保育課	出産・子育て

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
17	R6.6.3	愚策、にしお得一ポン	<p>今回実施の「にしお得一ポン」についての反対意見を申し上げます。</p> <p>第一に、西尾市の予算を使いながら市外の人も対象なのは大きな不満です。例えば、隣接する蒲郡市は同様の企画の場合、市民だけが対象ですし、それが当然です。そんなに西尾市は裕福ですか。</p> <p>次に、こんな事しても一時的に需要が伸びるだけで、長い目で見れば同じことです。我が家の場合も、この企画を利用して、将来必要になると思われる商品を多く購入しました。当然ながら、当分の間は買い物の金額が減ります。</p> <p>販売される店舗にとっても大きな迷惑ではないかと思われます。一時的に売上高は増えるでしょうが後に反動が来ます。それと、想像以上に早く終了してしまったので、中には6月3日以降も期待して多目に商品を仕入れた店舗も多いのではと推察します。</p> <p>結果的に、余分な予算を使って混乱を生じさせただけだと思います。</p> <p>私の周りでもこの企画を知らない人が多くいます。徐々に浸透してくれば、第2回、第3回はさらに混乱が発生すると思います。2回目と3回目は中止して下さい。</p>	<p>「にしお得一ポン」事業につきましては、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が主な財源で、事業者支援を主な目的としているため、市内外からの消費を西尾市内に呼び込むことが重要であると考えております。</p> <p>店舗をご心配されている件でございますが、登録店舗につきましては、説明会の開催やチラシでの周知等を行い、事業の目的や制度等をご理解の上でご参加いただいているものと認識しております。</p> <p>第1回は、想定を超える利用があり、非常に短期間で終了となりましたことご利用者の皆様にご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。この状況を反省し、改善を図るとともに混乱が生じないような対策を検討し、残り2回も実施してまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>	商工振興課	産業

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
18	R6.6.4	バレーボールが練習できる公共施設について	<p>矢田公園のグラウンドがボール利用禁止となり、バレーボールのパス練習ができなくなってしまいました。近隣のその他の公園では広いスペースもなく、他の利用者の方に迷惑になります。部活に励みたい子供達は、早朝や放課後など部活動の時間以外でも自主練習をしたいのですが、練習できる場所がありません。市体育館が個人利用できるのか分かりませんが、毎日コツコツ練習したい子供にとって、気軽に利用できない環境では自主的に継続することが難しいです。</p> <p>以上のことを踏まえて、回答を希望したい内容は次の通りです。</p> <p>1 矢田公園は、ネットを高くするなどして今後ボールの利用が再開する見込みはありますか。あるとしたら、どれくらい先になりますか。</p> <p>2 西尾市内でバレーボールの個人練習ができる公共施設(ふれあいセンター、体育館、公園など)はどこですか。</p> <p>3 2の質問に対して、利用できる施設がある場合、放課後や休日などに子供(中学生)だけで手続きをして利用することができますか。</p> <p>4 子供の身体機能の向上や健やかな学校生活のために、部活動に励むことは推進されるべきだと考えます。今回のように公園でのボール利用が禁止となったことについて、なぜそのような判断となったのか、代替案は無かったのか教えてください。</p>	<p>日頃より、西尾市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>お寄せいただいたご質問に順にお答えいたします。</p> <p>1 矢田公園でのボール利用を再開するためには、近隣住民の皆様の理解が不可欠です。現在のところ、理解が得られるような具体的な対策等はなく、再開の目途は立っておりません。</p> <p>また、矢田公園と同様に広場を有する他の公園との整合性を考慮しますと、矢田公園の防球ネットを高くすることは難しいと考えます。</p> <p>2 ボール利用を禁止していない矢田公園付近の公園として富山公園や羽塚公園がありますが、他の公園利用者の迷惑にならない範囲での利用をお願いします。</p> <p>3 公園の広場は自由にご利用いただけますので、予約等の手続きは不要です。</p> <p>4 矢田公園でのボール利用禁止につきましては、ボールがネットを超えて周辺民家敷地内へ飛び出し、車に当たるなどの被害が発生していたことから、昨年度に地元町内会より要望がありました。</p> <p>その際に、ネットを超えるボールの利用を禁止するとともに、ルールが守られない場合は先々、ボール利用自体を禁止することを公園内に明示し、近隣の平坂中学校及び矢田小学校にも周知しました。</p> <p>しかしながら、その後もルールが守られないことから、ボール利用禁止の判断となりました。</p> <p>今後、地元町内会などの関係者と相談しながら、ボール利用の再開に向け検討してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	スポーツ振興課 公園緑地課	施設

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
				<p>西尾市内でバレーボールの個人練習ができる公共施設として総合体育館を始め各屋内体育施設や屋外体育施設があります。</p> <p>施設を利用する際は事前に利用者登録をする必要があります。高校生以上であれば利用者登録をすることができますので、利用者として登録する本人が総合体育館、鶴城体育館、中央体育館、一色町体育館、吉良野外趣味活動施設、文化交流センター北館、中央ふれあいセンターのいずれかで手続きを行ってください。</p> <p>利用の予約は、抽選、インターネット及び各施設窓口のいずれかの方法で、利用者登録が済んでいる方が行ってください。</p> <p>なお、中学生だけで施設を利用することはできず、利用の予約をされた方の付き添いが必要です。</p> <p>公共施設の利用・予約の方法につきましては、市ウェブサイトをご覧ください。</p> <p>【市ウェブサイト 公共施設の利用・予約ページURL】 https://www.city.nishio.aichi.jp/shisetsu/yoyaku/index.html</p>		
19	R6.6.5	歯科健診ハガキについて	<p>歯科健診が無料で受診できるピンク色のハガキが郵送されましたが、かかりつけの歯医者では健診はできるが、歯の掃除はできないとの事でした。掃除ができないなら意味がないと思います。</p>	<p>このたびは、歯周疾患検診についてご意見をいただきありがとうございます。ありがとうございました。</p> <p>歯周疾患検診は、国の実施要領に基づき問診及び検査を無料で受ける機会を設けることで、歯の健康状態を把握するとともに、定期的な受診へのきっかけづくりを目的に実施しています。</p> <p>ご指摘の歯の清掃は治療行為に該当し、歯周疾患検診の対象とされていないため、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>今後も一人でも多くの方が歯の健康に意識を向けていただけるよう、歯科事業に取り組んでまいります。</p>	健康課	健康・医療

令和6年4月～令和6年6月

整理 番号	受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
20	R6.6.10	西尾市におけるコロナワクチン接種の費用負担の動きについて	<p>現在、新型コロナワクチンの接種費用は約15,300円ですが、今秋頃に国が8,300円分を負担する計画があるとのこと。通常であれば、それにより7,000円の負担となりますが、東京都渋谷区では、その7,000円を区が負担する議案が提出されているそうです。</p> <p>そこで、以下の3点について質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国では、今秋頃に8,300円分を負担する計画があるそうですが、西尾市にそのような情報は来ていますか。 2 西尾市においてコロナワクチン接種の費用負担をする動きはありますか。 3 近隣の市町村でコロナワクチン接種の費用負担をする動きはありますか。 <p>新型コロナワクチンは、接種被害の認定数がその他のワクチンに比べて多いため、ワクチン接種には慎重になるべきだと考えます。西尾市でも死亡例が確認されています。西尾市でコロナワクチン接種費用を負担することのないようにお願いします。</p>	<p>ご質問いただきました西尾市における新型コロナワクチン接種の費用負担の動き等について回答いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本市におきましても、国から8,300円の助成に関する情報提供を受けております。 ②新型コロナウイルスの定期接種は、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方のうち心臓や呼吸器等の慢性高度機能不全の方が対象となります。 <p>費用負担については市が全額負担することを基本とし、そのうえで、受益者負担の観点から接種者に費用の一部を徴収することができますとされています。</p> <p>そのため、接種に係る費用のうち国から助成される8,300円を差し引いた残りを市が負担するものとなりますが、現時点では接種者から2,000円を実費徴収する予定で考えているため、市の負担は、5,000円程度と見込んでおります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③近隣市も本市と同様に、市が費用負担することを基本とし、自己負担額も2,000円を想定していると伺っております。 <p>新型コロナワクチン接種が、定期予防接種に位置付けられたことにより、予防接種法に基づき、業務を遂行してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	健康課	健康・医療

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
21	R6.6.17	有機農法への取組	<p>出身地及び実家が西尾市です。 日本の農業規制の緩和や、輸入小麦の危険(ネオニコやグリホサートの問題)など、安心安全な食について関心があります。 実家の高齢の母も有機農法で野菜作りをしていますが、近隣の畑は耕作者がいなくなり、借り上げた業者の方が農薬と除草剤を交互に空中散布を頻繁にしているのを目にして、残念な思いをしているそうです。 テレビやYouTubeなどで行政の協力のもと、有機農法の豊かな農業で町おこしに成功した地域(岐阜県白川町ゆきハートネット、千葉市いすみ市、兵庫県豊岡市など)の情報を目にし、西尾市は気候も立地も農業に適している地域で、面積規模も取り組むのに適しているのではないかと思います。 国も有機農法を進める(世界的に日本は後進国)政策を打ち出していると聞きますし、西尾市長は若くて行動力のある方と聞き及んでおり、居住住民ではありませんが意見いたしました。 もし有機農法に取り組んでいただけるようでしたら、農産物の購入やふるさと納税など、地域を応援したいです。</p>	<p>このたびは、本市の農業に関心をお寄せいただき、ありがとうございます。 ご意見にありましたように、西尾市は温暖な気候に恵まれた農業に適した地域であり、多種多様な農産物が生産され、県内でもトップクラスの生産量を誇っています。 有機農業については、国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、環境負荷軽減の取組として、化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業の取組面積拡大を進めています。このような状況を踏まえ、本市としましては、低農薬、減農薬を始めとした有機農業等の推進は必要なことと考えており、市内で有機農業等に取り組んでいる生産者の把握を始めたところです。今後、生産者や関係機関の意見を聞きながら、市としての取組を検討していきたいと考えています。 なお、本市のふるさと納税では、特別栽培米(減農薬・減化学肥料)も返礼品として取り扱っていますので、ご確認いただければと思います。</p>	農水振興課	産業
22	R6.6.25	防災について	<p>令和6年4月3日に発生した台湾花蓮地震では、避難所開設に3時間、閉鎖に4日間という報道がありました。 西尾市では、全ての避難所開設に何時間、閉鎖に何日間要しますか。具体的な時間及び日数でお答えください。</p>	<p>避難所の開設は3時間以内を目標としており、避難所の閉鎖は災害発生の日から7日以内となっております。</p>	危機管理課	防災・災害

令和6年4月～令和6年6月

整理番号	受信または投書日	事項または題名	ご意見ご要望等	回答	回答部署	分類
23	R6.6.25	PayPay 支払い時の領収書	市役所窓口でPayPayで支払った場合、領収書が発行されない理由を教えてください。	<p>当市では窓口での証明書発行手数料等のキャッシュレス決済について、PayPay株式会社を指定納付受託者(※1)に指定して運用しております。</p> <p>PayPayでの支払いの際に領収書が即時発行できない理由は、現金払いと違い、支払い直後に市への入金確定とならないためです。</p> <p>これは地方自治法第231条の2の5(※2)で規定されており、お客様がPayPayで支払いした金額は、指定納付受託者であるPayPay株式会社から翌月末に市に入金され、その時点で初めて市への納付が確定したものとみなされます。</p> <p>したがって、PayPayでの支払いの場合、その場で領収書を発行することができません。</p> <p>なお、市への入金確定する翌月末以降であれば領収書を発行し、ご自宅へ郵送することが可能ですので、ご入用の際は、窓口でお申し出ください。</p> <p>市民課窓口でPayPayでのお支払いの際に、領収書の発行についての説明が不足しており申し訳ございませんでした。</p> <p>現行の法令上はこのような取り扱いとなり、ご不便をおかけしますがご理解をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>※1 指定納付受託者 納付者からの委託を受け、地方公共団体に歳入等を納付する者をいいます。例えば、スマートフォンアプリ等のキャッシュレス決済により歳入等を納付する場合における決済(代行)事業者が該当します。</p> <p>※2 地方自治法第231条の2の5(指定納付受託者の納付) 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。</p> <p>2 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。</p> <p>3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。</p>	情報政策課 市民課	その他